

重要事項説明書 別紙 (令和6年4月1日現在)

5 利用料金

(1) 基本料金

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントC (初回のみ)
基本料金	4,420円/月	4,420円/月	4,420円/回

※ 介護予防ケアマネジメントC 共助型生活支援事業(訪問型サービスB)・ケアプリのべおか

※ 退院時等にケアマネジメントを行ったものの、死亡等によりサービス利用に至らなかった場合でも必要なケアマネジメント業務や請求にあたって必要な書類の整備を行い、サービス提供されたも同等に取り扱うことができる場合は算定いたします。

(2) 加算料金

種 類	加算額	算定要件等
初回加算	3,000円/回	・新規に介護予防サービス・支援計画を作成する場合 ・要介護から要支援への認定変更や介護予防ケアマネジメントの対象となる場合において、介護予防支援サービス計画や介護予防ケアマネジメント計画を作成する場合
委託連携加算	3,000円/回	・指定居宅介護支援事業所に委託する場合(初回に限る)
終了加算	5,000円/回	・ 状態改善 及び 目標達成 により、ケアマネジメントAを終了する場合に限り、 終了月 に算定
短期集中予防加算	5,000円/月	・訪問型サービスC及び通所型サービスCのみを介護予防マネジメントAに位置付けた場合、 最長3ヶ月 に限り算定
社会参加加算	10,000円/回	・介護予防ケアマネジメントCを作成した場合

※ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの適用となる場合、原則として契約者様の負担はありません。ただし、保険料を滞納されると、事業所が契約者様に代わって利用料に相当する保険給付(法定代理受領)できなくなる場合があります。この場合は、一旦上記の料金をや支払いいただくこととなります。その後、事業所より発行されるサービス提供証明書及び領収書を市役所の介護保険課の窓口提出することで、全額払い戻しを受けることができます。

保険料の滞納の額によっては全額払い戻されない場合があります。

(3) 交通費

無料です。ただし、サービスを提供する対象地域外の地区にお住いの方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく場合があります。

(4) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません

※ 上記説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

代理人 _____ 続柄()